消費者トラブル注意報

「俳句が素晴らしい」と褒められて…2万円のはずが24万円の掲載料

商工振興課
☎32－1604

「あなたの俳句は素晴らしい。新聞に掲載しないか」と電話で勧誘され、有頂天になり承諾した。掲載料は、2万円と聞いていたが、確認すると24万円だった。高額なので断ったが、「キャンセルはできない」と強く言われ、仕方なく契約した。新聞にも掲載されてしまった。（70歳代　女性）

アドバイス

- 「短歌」「書道」「絵画」「写真」などでも同様の手口が発生しています。
- 褒められてうれしい気持ちに付け込まれ、つい承諾してしまいがちですが、一度きりのつもりが次々に勧誘されるケースもあります。しつこく勧誘される場合は、曖昧な断り方をせず、きっぱり断りましょう。
- 電話勧誘販売の場合、事業者は契約書面を交付する義務があります。掲載料などの契約内容は書面でしっかりと確認することが大切です。契約書面が渡されていないときや、法定の契約書面を受け取ってから8日以内のときなどクーリング・オフができる場合があります。
- 周囲の人も、不審な書類がないか、変わった様子がないか、普段から気を配りましょう。

イラスト：黒崎　玄

※少しでも怪しいなと思ったときは「消費生活センター☎33－8277」「消費者ホットライン☎188」へどうぞ。

「消費者トラブル注意報」は、国民生活センターからの全国的な情報をもとに掲載しています。

知っとこ！安全・安心

「ホンデリング」活動にご協力を

不要になった本をお持ちください。あなたの本の寄付が、犯罪被害に遭った人への支援につながります。

熊本県警察は、「ホンデリング」活動に積極的に取り組み、被害者支援の充実に努めています。

「ホンデリング」とは、不要になった本を寄付することでできる身近な被害者支援活動です。

集められた本は、指定業者が査定を行い、その買い取り金が全国被害者ネットワークを通じ、くまもと被害者支援センターへ寄付されます。集まった寄付金は、被害者の転居費用や法律・心理相談の費用など、さまざまな被害者支援活動に役立てられます。

ご協力いただける場合は、不要になった本を宇城警察署、または最寄りの交番・駐在所にお持ちください。皆さまからの善意の１冊、お待ちしています。

注意点

- 対象となる本は「ISBN」の表記があるものに限ります。「ISBN」は、本の裏のバーコード付近に表示してあります。「ISBN」のない本、百科事典、コンビニコミック、個人出版の本は取り扱いできません。
- 申し込みには「贈与承諾書」が必要です。熊本県警察ホームページに掲載している「ホンデリングチラシ（表面）」を印字してお使いください。

熊本県警察ホームページ「ホンデリング」の紹介ページはこちらから⇒

問　宇城警察署　☎33-0110　くまもと被害者支援センター　☎096-386-0337
熊本県警察本部 広報県民課 犯罪被害者支援室　☎096-381-0110

読んでみたい論語

その46

市内小中学校では、「論語」を学ぶ取り組みを行っています。「論語」は、古代中国の思想家、孔子の教えを弟子たちが書き記したもので、人としての生きる道や考え方、道徳が示されています。このコーナーでは、教訓として活用している事例などを紹介します。

今月の紹介者

豊野小学校6年
水田（みずた）　希望（のぞみ）　さん

子曰（しい）わく、
「義（ぎ）を見（み）て為（せ）ざるは、勇（ゆう）なきなり。」と。

先生は言われた、
「正しいことをしなくてはならないとき、ひっこんでしまうことは、ひきょう者である」と。

この論語は、わたしにとって目標となるものです。この論語の意味を知ったとき、わたしは自分のたいしたことを反省しました。

以前、誰かが友だちからいやなことを言われていたときに、わたしはそばで聞いていたのに、だまって見ていたことがありました。この論語の意味を知って、そのとき正しいことができていなかったと気付かされました。自分にしてほしいことは、友だちにもしていくことを目標にしていきたいと思いました。

あるとき、友だちがからかわれているときに、この論語を思い出し、からかっていた人に「だめだよ。」と注意することができました。わたしは、ひきょう者になりたくないと思い、正しい行動ができたと思います。これからも正しいことを行っていきたいと思っています。

このことから、わたしは論語の大切さについて、改めて考えることができました。どうすればいいか分からないときは、「義を見て為ざるは、勇なきなり。」の言葉を思い出して、相手のことを思いやり、正しい行動ができるようになりたいです。